

岐阜県環境基本条例（関係部分抜粋）

平成七年三月二十三日 条例第九号

（環境基本計画）

第十条 知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標
- 二 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の方向
- 三 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する配慮の方針
- 四 前三号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県環境審議会及び市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（県民の意見の反映）

第十一条 県は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（県の施策と環境基本計画との整合等）

第十二条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。